

「被合併会社等の財務諸表等に対するレビュー業務に関する実務指針」等の策定に伴う「有価証券上場規程に関する取扱い要領」の一部改正について

2021年6月11日
株式会社名古屋証券取引所

当取引所は、「有価証券上場規程に関する取扱い要領」の一部改正を行い、2021年6月11日から施行します。

今回の改正は、現在、新規上場申請会社が申請直前に合併等の組織再編行為を行った場合には、上場申請に際して合併当事会社の財務諸表等を提出のうえ、当該財務諸表等について、公認会計士又は監査法人により、当取引所が定める基準等に基づく意見表明が行われていることを求めています。今般、日本公認会計士協会において、被合併会社等の財務諸表等に対するレビュー業務に関する実務指針等が策定されたことを受けて、当取引所が定める基準等に代えて、当該実務指針等に基づく意見表明を求めることとするものです。

以 上